

令和2年

総務委員会

3月10日

豊明市議会

総務委員会会議録

令和2年3月10日

午前10時00分 開会

午前11時30分 閉会

1. 出席委員

委員長	毛 受 明 宏	副委員長	ふじえ 真理子
委員	ごとう 学	委員	青 木 亮
委員	一 色 美智子		
議長	三 浦 桂 司		

2. 欠席委員

なし

3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	鈴 木 美智雄	議事課長	近 藤 恒 明
議事担当係長	花 井 悟 之	議事課主事	松 林 淳

4. 説明のため出席した者の職、氏名

市長	小 浮 正 典	副市長	坪 野 順 司
行政経営部長	藤 井 和 久	健康福祉部長	伊 藤 正 弘
教育部長	小 串 真 美	行政経営部次長	古 田 範 明
秘書広報課長	馬 場 千 春	企画政策課長	中 村 泰 正
情報システム課長	相 羽 敏 明	財政課長	萩 野 昭 久
総務課長	佐 藤 浩 一	防災防犯対策課長	塚 田 力
税務課長	塚 本 由 佳	債権管理課長	加 藤 健 治
市民協働課長	水 野 美 樹	市民課長	青 木 由美枝
監査委員事務局長	樋 口 進	健康長寿課長	小 川 正 寿
子育て支援課長	二 宮 眞由美	学校教育課長	高 木 安 司
防災防犯対策課主幹	羽 場 浩一郎	秘書広報課長補佐	山 田 隆 貴
企画政策課長補佐	矢 野 優	企画政策課長補佐	若 井 雅 宏
財政課長補佐	浦 倫 彰	総務課長補佐	鈴 村 正
総務課長補佐	中 田 勝 次	防災防犯対策課長補佐	前 田 泰 之
防災防犯対策課長補佐	松 本 裕 介	税務課長補佐	山 田 康 晴

税務課長補佐	田 木 勇	市民課長補佐	杉 浦 由 季
人事担当係長	田 口 貴 大	情報システム担当係長	杉 野 愛
契約検査担当係長	日 下 智 幸	市民税担当係長	前 田 三 和
収納担当係長	前 野 宏 明	協働推進担当係長	加 藤 圭
統計担当係長	小田嶋 絢 子		

5. 傍聴議員

服 部 龍 一	堀 内 ち ほ	いとう ひろし	中 村 めぐみ
林 ゆきひろ	近 藤 ひろひで	鵜 飼 貞 雄	清 水 義 昭
郷右近 修	宮 本 英 彦	近 藤 千 鶴	近 藤 郁 子
月 岡 修 一	近 藤 善 人		

6. 傍聴者

なし

午前10時開会

○総務委員長（毛受明宏議員） おはようございます。定刻に御参集頂きありがとうございます。

ただいまより総務委員会を開会いたします。

会議に先立ちまして、市長より挨拶を願います。

小浮市長。

○市長（小浮正典君） おはようございます。

この総務委員会に付託されております案件は3つの議案でございます。慎重に審査を頂きますよう、どうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

次に議長より挨拶願います。

三浦議長。

○議長（三浦桂司議員） コロナウイルス対策で、市長以下、各部課長、大変御苦労さまです。必要な審議は当然ですが、迅速な進行をお願いしておきます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ありがとうございます。

これより会議を開きます。

お諮りいたします。市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は自席待機といたしたいが、御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、市長並びに本日の議事に直接関係しない職員は退席を願います。

なお、市長におかれましては、答弁を求める機会がある場合には出席を頂きますので、御承知おき願います。

（関係職員以外退席をなす）

○総務委員長（毛受明宏議員） 本日の傍聴につきましては、申合せに従い15名以内とし、委員長において一般傍聴者の入室を許可いたします。

本日の議事につきましては、本委員会に付託されました案件について、お手元に配付いたしました議題に従い会議を進めますが、議案第17号の審査のため、総務委員会の所管に関係しない職員にも出席要求をいたしましたので、御報告しておきます。

なお、当局におかれましては、反問権を行使される場合は意思表示を明確にされ、論点

を整理して反問されるようお願いいたします。また、反問を終了したときも、明確に意思表示をされるようお願いいたします。

初めに、議案第17号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） それでは、議案第17号 豊明市特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について御説明いたします。

この案を提出いたしますのは、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴い、必要があるからでございます。

それでは、内容の説明をいたしますので、議案第17号、参考資料を御覧ください。

参考資料の2ページ、3ページの左の欄を御覧ください。

2ページから3ページにかけて、区長、副区長、審理員、また、3ページの下から3段目の巡回支援専門員、1枚おめくり頂きまして、4ページの下から3段にございます休日診療所嘱託医、休日診療所薬剤師、休日診療所嘱託員は、特別職非常勤職員の要件が厳格化されたことにより削除するものです。

戻っていただきまして、3ページの下から4段目の老人福祉センター健康相談医は、現状に沿った職の見直しにより削除をするものです。

少し飛びまして、6ページを御覧ください。

6ページの右の欄の下から2段目、新設いたします学校運営協議会委員は、豊明市学校運営協議会規則に基づくもので、報酬額は1回1,250円とするものです。

なお、附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 まず、区長からお伺いしたいんですが、地公法の改正で、特別地方公務員ではなくなるということですけども、区長はどういう立場、どういう身分になるというふうに考えておられるんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 私人という立場になります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 私人ということになりますと、公務災害補償もなくなるわけですが、先日の本会議では、自治会活動保険が対象になるということでしたけれども、ちょっと疑問に思うのは、自治会活動保険は、報酬をもらわないで全くのボランティアの場合が対象だったと思いますが、その点大丈夫でしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 市民活動総合補償制度の対象になると考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 対象になるということですね。その場合、入院、通院、あるいは死亡の金額は、これまでとどのように変わりますでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁できますか。

水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 公務災害のほうではなくて、市民活動総合補償制度のほうの説明をさせていただきますと、死亡が300万、後遺障がい上限で300万、入院補償が1日3,000円、あとは、手術に応じて、3万、16万、12万の補償、あと通院は1日2,000円の補償となります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかに、ございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 比較をしたいので、従来の区長の場合はどうなったかというのを、これは人事のほうで分かりますか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 従来は、非常勤特別職という職で位置づけておりまして、豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例に基づきましての支給ですが、今の死亡時、入院補償時の数字につきましては、ちょっと手元に今、資料がご

ございませんので、後ほどお答えさせていただきます。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の改正で規則のほうも改正がされるということですがけれども、区長には報償費を予定しているというふうに聞いております。聞いておりますというか、資料に書いてあります。従来の規則の改正以外の部分、これを見ますと、第5条で、市長は区長に次の事務を委託するとあります。委託するということが明確にうたってありますけれども、委託でありますと、これは交付金を支払うことになっておりますけれども、委託契約を結んで委託料として支払うということになるのではないのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 事務を委託すると規則上、書いてはあるんですけども、依頼する内容に違いはないと考えております。今までどおり、市長が委嘱をする形で区長に事務を委託するような形になるんですけども、報償という形で考えております。委託契約をするということは考えておりません。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ごとう委員。

○ごとう 学委員 先ほど、一番最初に、市長の身分、立場についてお尋ねしましたら、私人ということですので……。

（区長の声あり）

○ごとう 学委員 区長と言ったつもりやけど、そうですか。区長、副区長、私人という立場ということですので、私人ということであれば、私人と市の委託、まして規則に委託すると書いてあるんですから、これは委託契約ということじゃないとおかしいんじゃないでしょうか。それで、報償費で払うのではなくて、委託の中に人件費として、委託の積算の中に区長への報酬に相当する部分は入るべきものだと思いますけれども、いかがでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 少しお時間下さい。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 参考資料の6ページに、学校運営協議会委員というのが今回新たに追加

になってんですけども、その追加の理由と、今現在、委員さんというのは各学校に配置されているのかどうかということをお尋ねします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木学校教育課長。

○学校教育課長（高木安司君） このたび、学校運営協議会委員を入れたことは、平成16年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されまして、平成29年4月1日から施行されております。その中で、こうした委員は、地公法の3条の3項に該当する市特別職員の対象となっております。運営協議会は何をやるかと申しますと、校長が作成します学校運営の基本方針を承認したり、学校運営に関する意見を教育委員会や校長に述べることができます。教育委員会の規則、あと、今、全校かということの御質問がありました。今のところ、三崎小学校から元年度から始めております。委員は15名おありまして、委員の構成メンバーとしましては、校長は当然のごとく、PTAの会長、あと区長、副区長、あと民生委員、老人会の方、あと青少年活動推進員の方、あと見守っていただいております、あと評議員を入れた形になっております。

以上でございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁が終わりました。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今のところで、報酬が1回1,250円ということで大変低い金額になっておりますが、これはどのような理由でしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 特別職の中の表で一番最後の段に、上記以外の附属機関の委員のその他の構成員というのがありまして、会議が4時間以内の場合5,000円という表記がございます。今回、学校運営協議会は大体1時間ぐらいを目安にしておりますので、その5,000円を4時間で割り戻した価格が今回の報酬の価格になっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 学校運営協議会というのは大変重要な協議会で、先ほども御説明がありましたけれども、この学校運営協議会の規則を見ますと、教育課程の編成に関する事、学校経営計画に関する事等、非常に重要な職務内容でありますし、それなりにふだん勉

強していきやいけないし、また学校の実情も見ていきやいけないということだと思えますが、それで1時間で終わるとするのはちょっと考えられないんですけれども。毎週のように開くとかということであればできるかもしれませんけれども、ちょっと1時間で終わるといふには考えられないんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今のところ1時間ぐらいで終わっておりますが、今年始めたところですので、年間3回を予定しておりました。この間、コロナウイルスの関係で1回流れましたが、これからは、やっぱり月二、三回は、順調になればやっていかんかなと思っております。そのため1時間が適切ではないかというふうに考えております。以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 先ほどのような委員の質問についての回答です。

区長につきましては、今までも委嘱という形で委託契約をしております。報酬で払っているときも委託契約をしておりますので、事務につきましては委任事務という形で考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 区長、副区長が外れることについてお尋ねします。

本会議質疑で、地公法の改正、総務省からの例示ということの説明があったんですが、もう少し分かりやすく、区長さん、副区長さんにどうしてこういうふうに身分が変わったのかという、聞かれた場合に、総務省、地公法が変わったからというんじゃなくて、もう少し分かりやすく説明をしてください。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 非常勤特別職という職務の厳格化がされたというのは先ほど御説明をさせていただいたんですけれども、その厳格化がされたものの中に3つ条件がございます。その3つの条件に当てはまらないためとお答えします。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 3つの条件を簡単をお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 専門的な知識または見識を有すること、その知識に基づき事務を行うこと、事務の種類は助言、調査、診断、または総務省令で定める事務であること、この3つに該当していないと非常勤特別職に該当しないということで、区長はここに外れるということで、総務省のほうからQアンドAが出ております。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁が終わりました。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 今回の区長、副区長のところでお尋ねいたしますけれども、従来の区長は特別職ということで、選挙運動がその地位を利用した場合はできない、利用しなければならないんですけど、地位を利用してできないということだったんですけども、今回、私人になるということだと、そういった選挙活動は、地位を利用してできないという規定の対象外になると思いますので、公務員ではありませんので、そうすると、自由にできるという、そういう解釈でよろしいでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 選挙の従事につきましては、取締り機関が判断することとなりますので、ここでの回答は控えさせていただきます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それでは、先ほどの学校運営協議会委員のほうに戻りまして、先ほど申しましたように、教育課程の編成とか、学校経営計画に関することとか、非常に重要なことを、仮に回数を幾らか増やしたとしても、1時間でやれるとは私はとても思えませんけれども、1時間以内でやっていくという、そういう方針なのかどうかということと、この委員の中には学識経験者というのも入っています。規則の第8条で、生徒の保護者とか地域住民等々と並んで学識経験者というのも入っております。1,250円で優秀な学識経

験者をお願いすることができるのかどうなのか。保護者であれば、ある程度ボランティア的に低い金額でということは考えられるんですけども、保護者以外、特に、学識経験者などがこの金額でちゃんと、それで、これはこれから、言ってみれば永続的にやっていくものですので、またほかの学校の前例にもなるものですので、これで適切だというふうにお考えでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） まずは、1時間以内で終わる方針かということでございましたが、別に1時間というふうに固執した考えは持っておりません。ただ、今の目安で1時間と言ったまででございます。あと、金額のことを言われておりますが、地域で学校をつくっていくということがもともとの趣旨ですので、そうした趣旨に鑑みて、報酬イコール出る出ないということではないと思います。確かに一理はありますが、それが全てではないと思います。学識経験者の方についても、この金額じゃなきゃ駄目だとか、そういった方もおられるかもしれませんが、今の段階ではこの金額でお願いしていきたいと思っております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 永続的な組織ということを考えると、これでも来ていただける学識者もみえるかもしれませんが、かなり無理があるなという感じがいたしますが。1時間とは限らないということでしたけれども、仮に2時間になると、1時間当たりの金額が半減するわけですね。それで、御承知のように、最低賃金法で1時間当たりの金額が900幾らだったと思っておりますが、決まっております。

昨日、労働基準監督署に確認をいたしましたけれども、任用によって委員になった方に払われる報酬というのは賃金に該当するということでしたので、厳密に言うと、1時間当たりの金額が幾らというふうに決めていなければ、決めていなければ最賃法違反というふうにまでは言えないけれども、最低賃金法の趣旨には明らかに反するという、そういうお話でした。そういうことになってしまいますけれども、その点はよろしいのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

高木課長。

○学校教育課長（高木安司君） 今言われたように、趣旨に反する可能性はあるということをおっしゃっていただいておりますけど、今から、まだ始まったばかりですので、今のところ1時間で終

わっておりますが、この後、議論等が白熱して長くなったりとかすれば、また賃金も見直していかなあかんなど、賃金というか、金額も見直していかないかんなどというのはございます。以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 先ほどのごとう委員からの質問の回答です。

非常勤特別職の災害の補償ということですが、こちらは、豊明市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例に基づいての補償となりますが、まず、災害が公務により生じたものかを認定するために、愛知県の公務災害補償等認定委員会に意見を聞かなければなりません。その後、豊明市に認定委員会を置きまして、補償基礎額につきましては、その実施機関と市長と協議をして定める額ということになっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁が終わりました。

ほかにございませんか。

ふじえ議員。

○ふじえ真理子委員 遑って恐縮なんですけれども、先ほど区長、副区長のところで、ごとう委員のほうから、選挙の従事することについての質問に対して、回答、そこのちょっと聞き取りができなかったんですが、もう一度、すみません。

○総務委員長（毛受明宏議員） もう一度ということで。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 選挙への従事につきましては、取締り機関が判断することとなりますので、ここでの回答は控えさせていただきますとお答えしました。

○総務委員長（毛受明宏議員） よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 具体的な事例が発生した場合にどうなるかというのは、事前にそういうことを言うというのはいかなものかと思えますけれども、今私が聞いているのは、特別地方公務員法、公務員であれば、地位を利用してすることはできないという規定があるんですね。地位を利用してすることができない。今回、特別地方公務員でなくなりますので、その規定の適用の対象になるかどうか、これは選管のほうに答えるべきかなと思いますが、そういう一般的なことをお尋ねしたんですけれども。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 公務員の地位利用に関してでございますけども、区長がこのたび非常勤特別職の公務員でなくなったということでございます。その後なんですけども、区長、副区長につきましては、市が定める行政区たる区の代表であるということ、それから、市長が委嘱することが伴うということを考えますと、また公選法が地位利用を禁止しているという法の趣旨の、以上3つのことを勘案しますと、特別職でなくなったことをもって完全に地位利用に当たらない、この法律を適用に当たらないということは言い切ることが難しいだろうということを思っております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 それは、何か根拠があってそういうふうにおっしゃっておられるんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 先ほども申し上げましたけども、公選法の趣旨を鑑みてのことでございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 ということは、公選法を、豊明市選管としてと言っていいのかわかりませんが、解釈上の意見であるという、そういうふうに解釈してよろしいんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 完全には言い切れんだろうというところでございます。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 参考資料の3ページのところの審理員のことについてお尋ねをいたします。

3年ほど前に、行政不服審査法が改正されたときに、実際の審理をこの審理員が行うこ

とになるので、これは弁護士にやっていただくという御説明でした。今回、除外されるということですが、除外の根拠は、先ほど区長と同じで、地公法の3条3項に多分該当しないからだということだろうと思いますが、ちょっとその確認と、それから、そうであるということであれば、これは誰がこの審理をすることになるのか、その点について教えていただきたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） まず、1点目はそのとおりでございます。

2点目といたしましては、審査庁の職員がやるということで、行政不服審査法第9条の定めるところによって、審査庁に属する職員のうちから指名することになるということでございます。具体的には、当該処分に関与のない課長職を指名することを予定しております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁は終わりました。

ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 この9条には、17条に規定する、名簿をあらかじめ作成しておけば、その名簿に載った方が審理員になることができるというようなふうに書いてあると思いますが、この名簿に弁護士を載せておけば、弁護士に審理員をやっていただくということはあるかと思いますが、いかがでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 弁護士を職員のように使うことができませんので、名簿には載せることができないと考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 任命行為は、当然先ほどの地公法の3条3項の該当外ということですのでできませんけれども、委託というような形でできるのではないのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 予算のことになりますけれども、新年度予算において、審理員

を補助するための弁護士さんに、この審理員を補助する業務ということで委託を考えておりますので、そちらで対応したいというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 というのであれば、それを17条に基づく名簿に載せて、法的にその方に審理員になっていただくという方法が取れないのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

佐藤課長。

○総務課長（佐藤浩一君） 審理員を行うのは、先ほども申し上げましたように、審査庁の職員でございますので、法律の専門家たる弁護士さんには、補助ということで委託をお願いをしたいなというふうに考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 3つの理由でこの件については反対といたしたいと思います。

まず1点目は、区長ですけれども、区長は法令上職員にはなれないので、答弁にありましたように私人ということです。先ほども質疑の中で申しましたように、区長に事務を委託するというふうに定めておりますので、委託費として支払い、区長にといいますか区にですね。区と委託契約を結んで、その中に、報償費ではなくて、委託費の中の人件費ということで区長の報酬を含めていくということが適当ではないかというふうに私は思います。

審理員については、17条の名簿に載せて行うべきだというふうに思っておりましたが、これは、先ほど、職員でないとできないということでしたので、この点については了解しましたので、2点目はちょっと削除いたします。

それから、3点目、学校運営協議会委員の報酬ですね。これは安過ぎて、これは保護者以外には私は適当ではない、そういう金額であるというふうに思います。この金額では無理があるというふうに思いますし、それから、時間がちょっと延長すれば、最低賃金法の趣旨にも反するような支払額になってしまうということから考えて、この金額では適当ではないと思います。

以上の理由で反対といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 賛成の立場で討論します。

今回は、地方公務員法の一部改正ということで、その内容からいえば、専門的な知識、経験等に基づき、助言、調査等を行う者を厳格化するという内容の一部改正にのっとるものだと判断します。それから、学校運営委員会委員の報酬等につきましては、まだ始まったばかりで、いわゆる他市町、そこら辺の情報等を仕入れて今後検討していただければというふうに思います。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 議案第17号の所管部分に関して、賛成の立場で討論いたします。

区長、副区長が外れることについて、先ほど私人になるということで、選挙従事に関して、ちょっとはっきりしない、もやとした回答に感じたわけですが、私人であれば自由かなというふうに私は思っています。もし、区長、副区長がそういった選挙従事にするしない、それはいろんな考えがあるんですけども、それは各区の判断で、主権はその地域、区なので、市のほうが、一律にしてはならないとか、してはいいとか、一律に押しつけるのではなく、それは区の判断でしたほうがいいんじゃないかというふうに私は思いますので、その辺の一考をお願いいたします。

学校運営協議会について、たしか、審議の中で、1回当たり1,250円というのは非常に安いというふうに思いましたが、やり取りの中で、今後その見直しもあるということなので、賛成の立場で討論といたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第17号については、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○総務委員長（毛受明宏議員） 賛成多数でございます。よって、議案第17号については、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここでお諮りいたします。議案第17号の審査は終了しましたので、総務委員会の所管に関係しない職員は退席といたしたいが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 御異議なしと認めます。よって、総務委員会に所管しない職員は退席を願います。

(関係職員以外退席をなす)

○総務委員長(毛受明宏議員) 続いて、議案第24号 令和元年度豊明市土地取得特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案件につきましては、既に、本会議場で佐藤総務課長より提案説明を受けておりますので、直ちに質疑に入りたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第24号は、提案説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑のある方は挙手願います。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 1点だけお尋ねしたいと思いますが、今回、土地開発基金へ、5,000円ですか、償還金として支出する、これは金利部分だったと思いますが、これで基金残高は幾らになったのか、教えていただきたいと思います。

○総務委員長(毛受明宏議員) 答弁願います。答弁できますか。

(少しお時間下さいの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) ほかにはありませんね、御質疑は。

どれほどかかりますかね。

佐藤総務課長。

○総務課長(佐藤浩一君) 9億8,408万4,000円でございます。

○総務委員長(毛受明宏議員) ほかにございませんか。

(進行の声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

(進行の声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第24号については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) 御異議なしと認めます。よって、議案第24号については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第8号）のうち、本委員会所管部分についてを議題といたします。

本案につきまして、理事者の説明を求めます。

近藤議事課長。

○議事課長（近藤恒明君） それでは、議案第30号 令和元年度豊明市一般会計補正予算（第8号）のうち、議事課所管部分について御説明を申し上げます。

補正予算書の25、26ページをお開きください。

25ページ上段、歳出、1款1項1目 議会費で、821万5,000円を減額するものです。

金額が大きいものを説明させていただきます。

26ページ右端、説明欄を御覧ください。

議員活動事業の期末手当は、本年度改選により6名が新たに議員となったことによりまして、6月支給の基準日までの在職期間が3か月未満となりました。条例により支給を要しなかった394万6,000円を減額といたします。

調査旅費につきましては、各委員会の行政視察が終了いたしましたので、100万円を減額といたします。

次に、事務局事業の会議録作成等業務委託料190万円の減は、会議日数や会議時間が見込みより少なかったための執行残でございます。

以上で、議事課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤浩一君） それでは、総務課所管の補正予算について御説明いたします。

歳出から、補正予算書の25、26ページの、下の枠一番上、2款1項1目の2事業 庁舎管理事業の53万8,000円の減は、右の説明欄、窓口案内業務の委託金額が入札により確定しましたので、残額を減額するものでございます。

27、28ページ一番下の枠、7目1事業 庁舎維持管理事業は237万7,000円の減で、右の説明欄、機械等撤去委託料から機器借上料までは、それぞれ入札等により執行見込額が確定したからで、残金を減額するものでございます。

その下、2事業 公用車管理事業は683万4,000円の減で、右の説明欄、手数料は、執行見込みに合わせて減額するもの、次のページ、30ページ、説明欄、一番上から、公用車配車業務委託料、公用車車検整備等委託料は、入札により執行額が確定したため、残金を減額するもの、公用車運転業務委託料、バス等借上料は、それぞれ執行見込みに合わせて残金を減額するものです。

その下、自動車購入費の340万円の減は、車の寄附を頂いたことにより、公用車の更新を

1 台行わなかったこと、入札により執行額が確定したための残金を減額するものです。

35、36ページ、上の枠、4項3目1事業 参議院議員選挙執行事業の757万7,000円の減は、右側の説明欄、投票管理者等報酬から投票所等整備工事費まで、全て執行額が確定したので、残金を減額するものです。

その下の枠、4項4目1事業 愛知県議会議員選挙執行事業の1,754万4,000円の減は、右側の説明欄、投票管理者等報酬から次の38ページ、備品購入費まで、全て執行額が確定したので、残金を減額するものです。

その下の枠、4項5目1事業 市長・市議選挙執行事業の3,046万7,000円の減は、右側の説明欄、投票管理者等報酬から選挙公営交付金まで、全て執行額が確定したので、残金を減額するものです。

続いて歳入です。

15、16ページをお願いいたします。

15款3項1目3節、右の説明欄、愛知県議会議員選挙委託金の1,754万4,000円の減、同じく参議院議員選挙委託金の757万7,000円の減は、歳出予算の減額に合わせて予算を減額するものです。

予算書、さらに戻りまして8ページ、第4表地方債補正、上の枠、廃止の欄、一番上、庁舎改修事業2,590万円は、窓口改修工事に当たっていた起債を、全体の財源調整をする中で一般財源に振り替えるため廃止するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 馬場秘書広報課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） 続きまして、秘書広報課が所管するものについて御説明いたします。

補正予算書25ページを御覧ください。

ページの下段、2款1項2目 秘書人事管理費を3,233万2,000円減額いたします。

26ページの説明欄を御覧ください。

秘書人事人件費のうち、職員共済組合負担金を1,500万、職員共済組合事務費負担金を40万、退職手当組合負担金を1,000万、社会保険掛金負担金を500万、雇用保険掛金負担金を52万6,000円それぞれ減額します。これらは、予算ベースの給料、報酬額に予算作成時の見込み負担率を乗じて積算した負担金額に対しまして、現時点での支出見込額を考慮し減額するものです。

1枚おめくり頂きまして、28ページを御覧ください。

上段から、2 職員健康診断事業、その下の3 職員研修事業、4 秘書人事管理事務

事業の減額につきましては、入札残及び執行残によるものです。

その下の1 広報活動事業の説明欄を御覧ください。

こちら、先ほどと同様に、印刷製本費の60万円減額は入札残によるものです。

1 ページおめくり頂きまして、29、30ページを御覧ください。

10目 市民相談費を9万円減額いたします。

右ページの説明欄を御覧ください。

市民相談業務の減額は、非常勤一般職員報酬の支出見込額を除いた残額分を減額するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 中村企画政策課長。

○企画政策課長（中村泰正君） それでは、企画政策課所管分の御説明をしますので、29ページ、30ページの中段を御覧ください。

30ページ中段、企画事務事業の説明欄、まちづくり推進業務委託料15万7,000円、また、その下にございます工事設計等委託料389万7,000円は、入札残による減額となります。その下段、地域創生事務事業29万円の減額は、執行残によるものでございます。

続きまして、歳入の御説明をしますので、13ページ、14ページの下段を御覧ください。

1 節 企画費補助金100万円は、学校を核としたまちづくり事業が元気な愛知の市町村づくり補助金に採択されましたので計上するものです。補助対象の事業は、（仮称）多世代交流館整備工事基本設計業務委託料などでございます。

以上で、企画政策課所管分の説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 水野市民協働課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 続きまして、市民協働課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明させていただきますので、補正予算書の29、30ページを御覧ください。

2 款 1 項11目の市民活動推進費は、補正前の額、1億2,301万8,000円を379万6,000円減額し1億1,922万2,000円にするもので、そのうちの主なものについて御説明いたします。

1 市民活動推進事業は、364万6,000円の減額のうち、説明欄の一番下、コミュニティ助成金の250万円の減額です。こちらは、宝くじの普及事業の一環であります自治総合センター助成事業の一般コミュニティ事業で、1 団体が不採択となったための減額となっております。ほかは入札残及び執行残となります。

1 枚めくっていただいて、32ページを御覧ください。

3 区長会事業は15万円の減額です。委託料は入札残、区一括交付金の9万円は、西香

掛区のちびっこ広場の廃止に伴う減額となっております。

続きまして、39、40ページを御覧ください。

2款5項2目の商工統計調査費は160万1,000円の減額です。これは、5年ごとに行っている経済センサスの調査が、今年度、調査方法及び対象が大幅に変更されたため減額するものとなっております。

続いて、歳入について御説明させていただきます。

補正予算書の15、16ページを御覧ください。

15款3項1目4節の統計調査費委託金は、先ほど歳出で説明をさせていただきました経済センサスに係る経費の減額に合わせまして同額を補正減するものであります。

続いて、21、22ページを御覧ください。

20款5項4目5節 雑入、説明欄の1行目、自治総合センター助成金の250万円の減額は、歳出で説明をさせていただきました一般コミュニティ助成の不採択による減額となります。

以上で、市民協働課所管分についての説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 相羽情報システム課長。

○情報システム課長（相羽敏明君） それでは、続きまして、情報システム課所管部分について説明させていただきますので、補正予算書31ページ、32ページをお願いいたします。

12目 電算管理費は1,410万2,000円の減額といたしました。内訳といたしまして、右側のページ、電算管理事業の説明欄、電算関係委託料の減額は、電算委託業務の見積残によるもののほか、ネットワーク機器の更新を一部、新年度に先送りしたものによるものでございます。

その下、電算関係借上料の減額は、パソコン等のリース物件の調達が当初より安価に行えたことが要因であります。

その下のあいち電子自治体推進協議会負担金の減額は、負担金の額の確定によるものでございます。

以上で、情報システム課所管部分の説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 塚田防災防犯対策課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 続きまして、防災防犯対策課が所管するものについて御説明いたします。

同じく補正予算書、31ページ、32ページをお開きください。

13目 防災対策費を231万8,000円減額いたします。

32ページの防犯対策事業、説明欄を御覧ください。

愛知地区防犯協会連合会負担金を8万円、防犯設備設置費補助金を223万8,000円減額い

たします。これは、負担金、補助金の額の執行見込みが確定したため減額するものです。

続きまして、39、40ページをお開きください。

最下段、2款 総務費、7項 交通安全対策費、1目 交通安全対策費を84万1,000円減額いたします。

40ページ、駐輪場維持管理事業の説明欄を御覧ください。

放置自転車等撤去処分業務委託料8万8,000円減額いたします。これは、自転車、原動機付自転車の撤去処分について、処理台数の見込みが確定したためです。

その下、交通安全対策事務事業、交通指導員の報酬を75万3,000円減額いたします。これは勤務実績によるものです。

次に、59、60ページをお開きください。

59ページ下段、9款 消防費、1項 消防費、1目 常備消防費、60ページ、説明欄、女性防火クラブ交付金を13万1,000円減額いたします。これは、女性防火クラブ25支部の負担金の額が確定したためです。

次に、その下、2目 消防費、非常備消防費を207万3,000円減額いたします。

60ページの説明欄を御覧ください。

消防団員退職報償金を128万1,000円減額いたします。これは、消防団員の退職報償金が確定したため、執行残によるものです。

費用弁償及び普通旅費以下につきましても、主に執行残によるものです。

次に、その下から61ページ、62ページと続きます。

3目 消防施設費を2,295万6,000円減額いたします。

右ページの説明欄を御覧ください。

消防団消防ポンプ車購入費を2,227万5,000円減額いたします。これは、消防庁よりポンプ車の無償貸与の採択を受け、全額減額するものです。

続いて、61、62ページです。

立上り消火栓設置等補助金を68万1,000円減額いたします。これは、立ち上がり消火栓などの設置見込み要望が確定したとしたため、執行見込み残によるものです。

次に、その下、4目 災害対策費を363万円減額いたします。

62ページ、災害対策事業の説明欄を御覧ください。

ブロック塀等撤去事業費補助金を304万7,000円減額いたします。これは、本年度の補助見込みが確定したため、執行残によるものです。

次に、災害対策事務事業、同報無線整備基本設計委託料を58万3,000円減額いたします。これは、基本設計委託の入札により執行額が確定したためのものであります。

続きまして、歳入を御説明いたします。

補正予算書の11ページ、12ページをお開きください。

11ページ、14款 国庫支出金、2項 国庫補助金、6目 消防費国庫補助金です。

12ページ、災害対策費補助金の説明欄を御覧ください。

住宅・建築物安全ストック形成事業補助金を85万7,000円減額いたします。これは、先ほど御説明いたしましたブロック塀等撤去事業費補助金を減額したことにより国庫補助金を減額するものです。

次に、15、16ページをお開きください。

15ページ、15款 県支出金、2項 県補助金、7目 消防費県補助金です。

16ページ、災害対策費補助金の説明欄を御覧ください。

愛知県住宅・建築物安全ストック形成事業費補助金を76万2,000円減額いたします。これは、先ほどと同様、ブロック塀等撤去事業費補助金を減額したことにより県補助金を減額するものです。

次に、21ページ、22ページをお開きください。

21ページ上段、20款 諸収入、5項 雑入、4目 雑入です。

22ページ、消防団員退職報償金の説明欄を御覧ください。

消防団員退職報償金を128万1,000円減額いたします。こちらも、先ほど御説明しました消防団員退職報償金を減額したことにより減額するものです。

次に、その最下段、21款 市債、1項 市債、4目 消防債です。

22ページ、消防施設整備事業債の説明欄を御覧ください。

消防ポンプ自動車購入事業、全額減額いたします。これは、先ほど御説明しました消防団消防ポンプ車購入費を全額減額したことにより減額するものです。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） 続きまして、税務課が所管するものについて御説明をいたしますので、補正予算書31ページ、32ページをお願いいたします。

31ページ下段、2款 総務費、2項 徴税费、1目 税務総務費におきまして、397万6,000円を減額し、合計2億7,491万2,000円とするものでございます。

32ページの説明欄を御覧ください。

地番家屋現況図修正業務委託料の62万7,000円の減額は、主に、航空写真撮影等に係る委託料の入札残でございます。

次に、その下、課税資料整理事務等74万6,000円の減額、その下、印刷製本費、その下、

手数料、及び、次のページ、おめくり頂きまして34ページ、上から2番目、軽自動車資料取扱負担金の減額は、今後の執行予定額を残し、残りを減額したものでございます。

ページをお戻り頂きまして、32ページ、下から2段目、標準地鑑定業務委託料196万9,000円の減額、その下、固定資産評価業務委託料、また、すみません、34ページ最上段の電算関係委託料の減額は、それぞれ執行残額を減額するものでございます。

1行飛ばしまして3行目、諸負担金の減額は、負担額の確定によるものでございます。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 加藤債権管理課長。

○債権管理課長（加藤健治君） では、続きまして、債権管理課が所管するものにつきまして御説明いたしますので、現在開かれております33ページ、34ページの今、税務課が説明しました下段、徴收費、34ページにつきましては、徴収計算事業と徴収事務事業を御覧ください。

それぞれ徴収計算事業の説明欄をまず説明したいと思いますので、御覧ください。

電算関係委託料を106万5,000円減額します。これは、主に、入札残に係る減額分です。今年度は、地方税共通納税システムの導入、介護保険料とか保育料等の滞納分について、税のシステムと統合するためのシステム改修の委託料等々、委託事業の契約数が多くて、そのため入札残が多くなったものでございます。

その下段を御覧ください。

収納事務を250万円減額します。

これは、非常勤一般職員のうち、主に、徴収専門員の報酬が未執行になったものです。これは、最初、徴収専門員を雇用するときに、週5回で就労していただく予定で募集したところ、週2日の就労しかできない方のみの応募しかなく、その方を採用して、令和元年度も雇用して、週2日のみの執行となったことによるものです。

以上で、債権管理課の説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 青木市民課長。

○市民課長（青木由美枝君） それでは、市民課所管分について御説明いたします。

歳出から御説明いたしますので、補正予算書33ページ、34ページをお開きください。

中段の2款3項1目 戸籍住民基本台帳費のうち、右ページの2 住民記録電算処理事業を1,020万9,000円増額します。

説明欄の電算関係委託料38万3,000円の減は執行残によるもの、次の電算関係借上料13万8,000円の減は入札残によるものです。

次の個人番号カード交付事業費交付金1,073万円の増は、個人番号関連事務等を委任し

ている地方公共団体情報システム機構から請求見込額の通知がありましたので、不足額を増額するものです。

その下、3 戸籍住民基本台帳事務事業を37万8,000円減額します。

これは、住民基本台帳事務に携わる非常勤一般職員の報酬のうち、年度途中で退職したことなどにより、執行しなかった分を減額するものです。

続きまして、47ページ、48ページをお開きください。

中段の4款1項1目 環境衛生費の右ページ、2 火葬場等使用委託事業を150万円減額します。これは、知立市の火葬場使用委託料の執行見込み残によるものです。

次に、歳入について説明いたしますので、11ページ、12ページをお開きください。

14款2項1目1節 戸籍住民基本台帳費補助金の説明欄、個人番号カード交付事業費補助金を1,073万円増額します。先ほど歳出で御説明した個人番号カード交付事業費交付金に対する補助金であるため、同額を計上しております。

続きまして、21ページ、22ページをお開きください。

20款5項4目5節 雑入の説明欄、火葬場等使用実費徴収金を150万円減額します。先ほど歳出で御説明した火葬場等使用委託料と同額を計上しております。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 樋口監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（樋口 進君） 続きまして、監査委員事務局所管の補正予算について御説明をいたしますので、39ページ、40ページをお開きください。

2款6項1目 監査委員費でございますけれども、補正額9万5,000円でございます。内容につきましては、監査委員報酬9万5,000円の減額となっております。これにつきましては執行残額見込みでございます。

以上でございます。

○総務委員長（毛受明宏議員） 萩野財政課長。

○財政課長（萩野昭久君） 続きまして、財政課所管部分について御説明申し上げます。

歳出より御説明いたします。

25ページ、26ページの下段をお願いします。

2款 総務費、1項1目の契約検査事業の減額は、執行額の確定見込みによる減額補正であります。

続きまして、27ページ、28ページの中段をお願いします。

5目の財務会計事業と財政管理事務事業の減額につきましても、執行額の確定見込みによる減額補正であります。

続きまして、71ページ、72ページの中段をお願いします。

13款 諸支出金、1項1目の財政調整基金積立金は、2億6,084万6,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認め頂きますと、積立て後の基金残高は39億6,445万6,000円となる見込みであります。

続いて、その下の2目の教育施設建設及び整備基金積立金は、将来の施設整備などへの備えを強化する意味で、2億円の積み増しを行うこととし、1億9,996万3,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認め頂きますと、積立て後の基金残高は4億687万5,000円となる見込みです。

続いて、その下の3目 公共施設建設及び整備基金積立金につきましても、将来の施設整備などへの備えを強化する意味で、6月補正での繰入れを減額し、さらに2億円の積み増しを行うこととし、1億9,959万9,000円を増額補正するものです。このたびの積立額をお認め頂きますと、積立て後の基金残高は14億14万2,000円となる見込みです。

続いて、歳入の説明をいたしますので、9ページ、10ページにお戻りください。

上段の9款1項1目の地方特例交付金は、交付額が確定したことから、737万2,000円を増額し、合計を8,007万2,000円とするものです。

続いて、17ページ、18ページをお願いします。

下段の17款 寄附金、1項1目の競馬場周辺整備事業寄附金の5,975万円の増額は、日本中央競馬会様からの環境整備事業費の確定によるものでございます。

続いて、19ページ、20ページをお願いします。

下段の19款 繰越金、1項1目の前年度繰越金3億円は、年度末までの留保財源を計上するものです。このたびの歳出補正予算の一般財源となるものであります。

以上で説明を終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） 理事者の説明は終わりました。

ここで、会議の途中ですが、10分間の休憩といたします。

午前11時8分休憩

午前11時18分再開

○総務委員長（毛受明宏議員） 休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

塚本税務課長。

○税務課長（塚本由佳君） それでは、先ほど、税務課所管する説明の中に間違いがございますので、訂正をお願いします。

補正予算書の34ページ最上段の電算関係借上料でございますが、私のほうが、電算関係

委託料というふうに説明をしてしまいました。電算関係借上料でお願いしたいと思います。
おわびいたします。

○総務委員長（毛受明宏議員） これより質疑に入ります。

質疑をされる方はページ数をお願いいたします。

質疑のある方は挙手を願います。

青木委員。

○青木 亮委員 それでは、補正予算書の30ページと、14ページの入のほうも関連しておるんですけども、先ほど、企画事務事業の中で、1,000万の県補助があったというお話の中で、学校、まちづくりって、何かちょっと聞き漏らしちゃったんですけど、もう一度お願いできますか。この事業の内容です、1,000万。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） 先ほど説明しました、歳入のほうの14ページの下段になるんですが、企画費補助金の100万円ですね、こちらは。

（100万円、すみませんの声あり）

○企画政策課長（中村泰正君） 100万円ですね。こちらが、今整備しております多世代交流館の整備工事の基本設計委託料ですね。こういったものだとか、そのときのワークショップ等のアドバイザーの謝礼、こういったものを対象として100万円を上限に補助金を頂けたというものになります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 30ページの最下段のコミュニティ助成金の執行残なんですけども、不採択だったということを知ったんですけども、なぜ不採択になったか、答えれる範囲で、できましたら答えていただきたいと思います。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） コミュニティ助成金ですけれども、財源不足と聞いております。宝くじ財団のほうの財源不足と聞いております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

一色委員。

○一色美智子委員 以前のときも宝くじの財源不足というのは聞いてるんですけども、30年度もたしか1団体だったと思うんです。今後の申請はどのようなのですか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

水野課長。

○市民協働課長（水野美樹君） 今後も申請は2団体でしていこうと思っております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 26ページが一番下の秘書人件費のところではちょっとお尋ねしたいんですけれども、職員共済組合の負担金が1,500万、それから1つ飛んで、退職手当組合の負担金が1,000万、かなり大きい金額の減額になっております。先ほど、見込みよりも少なかったからというような説明だったかなと思いますけれども、もうちょっと詳しく、この減った理由、例えば職員数が減ったとか、あるいは職員の若返りで人件費そのものが下がっているからとか、ちょっと具体的な理由をお聞かせ頂きたい。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） まず、1点目の職員共済組合負担金につきましては、負担率に変更になりましたので、約1%弱ほど減っておりますので、それによる減額となります。

退職手当組合負担金につきましても、こちらは、特別負担金の分が、想定しておりました人数よりも少なく、額が少なかったための減額になります。

あと、退職手当組合の普通負担金につきましても、人数が若干減っておりましたので、その分の減額で1,000万の減額となっております。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 特別負担金分が減ったというのは、特別負担金というのはあれですか、勸奨退職で想定しておったよりも少なかったとか、そういうようなことなんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

馬場課長。

○秘書広報課長（馬場千春君） おっしゃるとおりです。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 同じページ、26ページの上の契約検査事業の中の、金額はちっちゃいんですが、建築設計支援員謝礼8万4,000円の減について、これ、何人いて、どういう方で、何をやられる方なんでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

萩野課長。

○財政課長（萩野昭久君） お一人の方で、契約内容とか、難しいものがあつたときに、相談するというんですかね、そういう方になります。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

青木委員。

○青木 亮委員 32ページの防犯対策費の中の防犯対策事業、防犯設備設置費補助金223万8,000円の減額ということですが、これ、予算上では550万か、半分しか使っていないということなだけで、それだけやっぱり申請する件数が少なかったということだと思っておりますが、前年と比べてどうなんでしょうか、減ってきておりますか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 当初予算のほうで550万ほど見込んでおりました。うちの当初予算のほうの見込みのほうとしましては、防犯灯のLEDに変えるものの新設を30灯見込んでいたものが、今回61灯の実績になる予定です。ですが、修繕のほうで270灯ほどを見込んでいたんですけれども、現実76灯分のほうの申請が来ております。これは、昔からある蛍光灯のほう、防犯灯のほう、LED化するほうの修繕のほうにつきましては、大体落ち着いてきて、今年度につきましては、修繕のほうは当初の予算よりかは実績のほうが少ない現状となっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 47、48ページの火葬場の使用委託事業についてお聞きします。

150万円減、執行見込みの残ということですが、利用者の減ですが、もし分かればいいんですが、2月末まで、最新の今年度の豊明市の死亡者数と、この知立を利用した人数というか、割合、パーセンテージが分かればお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木課長。

○市民課長（青木由美枝君） 知立の火葬場を利用した人ということになりますと、火葬許可証を発行した件数でということになりますので、豊明市民の死亡した数とは若干違ってきますけれども、火葬許可証を発行した件数は、2月末現在で、今年度は536件となっております。そのうち、知立火葬場を利用した分につきましては184件で、全体の34.3%となっております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ふじえ委員。

○ふじえ真理子委員 今の件に関してですが、知立と豊明、提携してやっているわけですが、過去の経年で見ても、40%から30%台、先ほども34.3%ということで年々減っているわけですが、こういった現状をどのように捉えていらっしゃるのでしょうか。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

青木課長。

○市民課長（青木由美枝君） まず、割合としましては、今年度と前年度はほぼ変わっていませんが、昨年度、10月に知立の火葬場のほうが使用料金の値上げをしております。その関係で、3万7,000円から大人は5万円になっているんですが、その5万円というものが、近隣にある刈谷市の青山斎園と同額になっておりますので、今までは、安いからということで知立を選択していた方が刈谷市のほうに流れるだとか、そんなようなことがあるかと考えております。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 30ページ、お願いします。

30ページの企画事務事業費の最初の豊明市行政改革推進委員会の委員の報酬ですけれども、7万円減ということで金額自体は小さいんですけれども、行革推進員5名しかみえませんので、1回5,000円とすると、1回開いても2万5,000円、7万円残ったということは、3回分ぐらい残ったということになるわけですが、当初どのようなことを計画してみえて、それが3回行われなかったかということについて御説明をお願いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

中村課長。

○企画政策課長（中村泰正君） こちらの報酬は、行革推進委員会だけではなくて、まち・ひと・しごとの総合戦略の本会議であったりとか、そういった報酬も実は入っております。そういった回数が減ったことによって減額するものでございます。

終わります。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

ごとう委員。

○ごとう 学委員 62ページをお願いします。

上のほうの災害対策事業のブロック塀の撤去の関係ですけれども、304万7,000円と大変大きい額が残っております。国県補助なども減額になっておるわけなんですけれども、実績が何件あったかということと、それから、今年度調査をしているはずですが、危険箇所、これまでの分と今年度分とで、合わせてどれだけになったかということをお伺いします。

○総務委員長（毛受明宏議員） 答弁願います。

塚田課長。

○防災防犯対策課長（塚田 力君） 今年度の補助の実績の件数は15件になります。それと併せまして、今年度、三崎の高鴨地区とゆたか台の3町内会のほうのブロック塀の点検をやらさせていただきました。その中で、その中で、うちのほうと地域の方と一緒にやった中で、ちょっと危険なので撤去してほしいなというところのチラシを配ったところが、三崎につきましては11件、ゆたか台につきましては23件でございました。

以上です。

○総務委員長（毛受明宏議員） ほかにございませんか。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で質疑を終結し、討論に入ります。

討論のある方は挙手願います。

（進行の声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 以上で討論を終結し、採決に入ります。

議案第30号のうち本委員会所管部分については、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○総務委員長（毛受明宏議員） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号のうち本委員会所管部分については、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員会報告書については私に一任願えますか。

(異議なしの声あり)

○総務委員長(毛受明宏議員) ありがとうございます。

委員会報告書については、例に従い提出させていただきます。

慎重な御審査、御苦労さまでした。これにて総務委員会を閉会いたします。

午前11時30分閉会